

「教育研究グループ支援」実施要項

1 目的

自主的に教育研究等を行っている都公立及び私立学校教職員のグループに対して助成を行うと共に、そのグループが持つ実践的で最先端のノウハウを当会正会員に還元し、ひいては東京都の教育に資することを目的とする。その方法として、講演、研修会等による情報発信について支援を行う。合わせてグループの主なノウハウ、主要メンバー、活動内容などのデータベース化などを行い「グループ・バンク」として登録すると共に活動内容についても会報「ふれあい」などを通じて紹介できる支援を行う。

2 事業の内容

(1) 名称

教育研究グループ支援

(2) 対象

東京都内の公立及び私立学校の教職員を主たる構成員とする教育研究グループ

(3) 研究対象

- ア 学校教育にかかわる研究
- イ 幼稚園教育にかかわる研究
- ウ 特別支援教育にかかわる研究
- エ 学校経営等にかかわる研究
- オ 学校事務にかかわる研究
- カ 生涯学習にかかわる研究
- キ その他、当互助会が認める教育研究

(4) 募集方法

毎年、会報ふれあい、互助会ホームページ等を通じて募集する。

(5) 応募方法

- ア 教育研究グループからの申し込み
別紙様式1-1により申請する。
- イ 教育委員会等からの推薦
別紙様式1-2により申請する。
- ※ 再応募については、既助成グループも可能とする。
- ※ 教育委員会等が推奨できるグループは、原則として1グループとする。

(6) 助成内容

ア 金額

1 グループ 5万円

助成金額については、助成グループ数により変更となることがある。

イ 規模

16グループを限度とする。

ウ 時期

4月末日までに自主的研究グループからの申し込み及び教育委員会等からの推奨を受け、5月末日までに対象となる教育研究グループを決定する。

エ 助成方法

各グループが指定する口座に助成金を送金する。

オ その他

(ア) 当会の会員集会室（文京区湯島）の使用料を免除する。（別途定めによる）

(イ) 当会のホームページに、研究成果等を掲載するページを設ける。

(7) 決定

研究・活動内容、他の公的機関等からの助成の有無、活動地域の広さ、構成人員、活動期間及び校種などを総合的に勘案し決定する。なお、必要に応じて別途定める選考委員会を設けることができる。

(8) 講演、研修会等の開催（会員への還元）

助成対象グループの研究成果のうち、広く会員に情報提供することが特に有益であると認められる場合、講演、研修会等の研究発表に対して助成を行う。

ア 金額（1回につき）

1グループ 10万円

助成金額については、助成グループ数により変更となることがある。

イ 規模

年2回を限度とする。

(9) その他

本制度の運営は、互助事業課教育支援事業担当において執り行う。

附 則

この要項は、平成22年4月1日より施行する。